



会長ご挨拶

Compliments

ご挨拶

社団法人 山形県建築士事務所協会
会長 伊藤 剛



たより48号発行にあたりご挨拶申し上げます。

たよりの発行時期が今年より1月となり、23年への抱負ということで新年のご挨拶を申し上げます。昨年中は会員の皆様、役員の皆様には当協会に何かと御協力頂きまして、有難うございました。本年もよろしくお願い致します。

ご承知のことと思いますが、昨年10月事務所協会の事務所を将来の業務拡張や保存書類等の増大にそなえ、長年おりました城北の建築会館より県庁前の自治会館内に移転致しました。交通の利便や会議室の確保、駐車場の完備など会員各位にも各事業推進にも、一層利用しやすい事務所となると期待しております。

さて、建築士制度改正で（財法）建築技術教育普及センターの下で当協会で開催して参りました「管理建築士講習」と建築士事務所に所属する建築士の「建築士定期講習」ですが、前者においては平成23年11月27日、後者においては平成24年3月31日が受講期限ですが、昨年10月16日時点の受講状況では、管理建築士においては813名で56.3%、所属する建築士においては843名で29.8%で、全国平均と同等で非常に低い受講率であります。管理建築士においては、受講しなければ建築士事務所登録が取り消しとなりますので、気をつけて頂きたいと思っております。当協会では、今年の講習日程は管理建築士は4月21日（木）と10月7日（金）、建築士定期講習は7月8日（金）と10月28日（金）それぞれ2回ずつ行う予定です。いずれにしても、期限が近くなると混雑が予想されますので、是非早期の受講をお勧め致します。

日事連では昨年9月国土交通省当時副大臣の馬淵大臣に対し、建築設計・工事監理業務に係る要望を行っております。

一つは、建築設計・工事監理業務については契約当事者であり業務をとりまとめる建築士事務所の事業者責任を明確にし、且つ適正化等を促すべく建築士事務所を法的に位置付けた設計監理に関する業法「建築設計事務所法」を制定して頂きたいという事。現行の建築士法は資格法であり、建築士中心の規定で構成されているため、以前の改正で一部取り入れられてはいるものの、業に関する規定が不十分であり開設者が資格者ではない場合の責任が不明確である等々「建築士事務所法」の制定が望まれるという事。具体的な規定案として、①建築士事務所以外に建築設計・工事監理が出来ない規定、②開設者は管理建築士の意見を尊重しなければならない規定、③建設業法等に準じた不当廉売の禁止規定、④団体への当然加入規等を盛り込む必要がある、等要望されております。

二つ目は、建築確認制度の効率化・合理化を図って頂きたいということで、現行の確認制度は、設計段階の重層な審査体制等により非効率且つ高コストな形となっており、施工段階の工事監理と検査体制が手薄な制度であり、結果的に消費者や建築主等の不利益にも繋がりがかねない。このため、設計者に必要十分な裁量と責任を持たせることを前提に現在の確認制度の改善を図るべく、①構造計算適合性判定（ピアチェック）の対象の限定、②構造設計一級建築士の関与の対象の限定、③設備設計一級建築士の関与の義務化の廃止等、制度の効率化、合理化を図る必要があると要望しております。

これら法改正に依る色々な新規定である訳ですが、全て姉齒事件によって急遽制定されたものであり、必要であって、しかるべきものと、必要以上の過度なものは充分精査し今後柔軟に対応していくべきものと思っております。また日事連では、建築基準法の見直しに関する検討会が随時持たれておりますが、その中でその他の意見として、構造設計一級建築士と設備設計一級建築士は廃止すべきという意見も出されております。私も設備設計一級建築士は、何かと矛盾の多い制度であり、建築設備士としての位置付けをして活用すべきかと思っております。いずれにしても検討委員会のメンバーは、25名の各分野の学識経験者から成り、建築設計関係者だけではすまない問題であり、今後十分な議論のもとより合理的な法改正になっていけばと願うところであります。最後に、新法人移行について若干申し上げます。公益社団法人か一般の社団法人か、平成25年11月30日迄に移行しなければならない訳ですが、当協会が運営されている現状を考えると、柔軟な事業の展開が可能であるし、税制面においても現在とあまり変わらない一般社団法人で行くべきと考えております。理事会でその比較を検討し、今年の総会でその方向を発表させて頂く予定であります。そして24年度に申請し、25年当初には一般社団法人としてスタートしたいと考えております。このような状態で色々と設計業界にとりまして、我協会におきまして何かと過渡期かと思っております。会員の皆様の一層の御協力をお願いし、更に充実した協会として進んでいける様頑張っていく所存でございます。本年もよろしくお願い致しまして、ご挨拶とさせていただきます。

ご 挨拶

Compliments

ご 挨拶

山形県県土整備部建築住宅課長

松 田 誠



山形県建築士事務所協会の会員の皆様には、日ごろより本県の建築・住宅行政の推進について多大なご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。また、昨今の厳しい経済環境の中、県民の住環境向上のためご尽力されておられることについて、心より敬意を表します。

また、貴会におかれましては、改正建築士法に基づく法定講習である「管理建築士講習」の開催実務を担われていることについても感謝申し上げます。

さて、平成17年の構造計算書偽装事件に端を発した一連の制度改正も漸く一段落したかと思われたこの1月に、国土交通省より建築基準法について運用の改善の方針が公表され建築行政の大きな変革が続いていくことが予感されております。

構造計算書偽装事件の後、建築確認審査の厳格化、それにより引き起こされた混乱、混乱に対処するための国及び県の制度改正の運用に対する弾力的な対応と改善、リーマンショックに端を発した世界的な経済危機、などにまさに激動の時期を過ごしてきました。経済状況の悪化により、建築・住宅市場全般が急激な落ち込みに見舞われており、平成21年度（平成21年4月～平成22年3月）の新設住宅着工戸数は4,491戸と、昭和37年度の4,082戸以来47年ぶりに5千戸を割り込み、ピーク時の3分の1以下の戸数となりました。平成22年度に入ってもこうした低水準の傾向は続いています。

人口減少、高齢化社会の進展に伴い、新設住宅着工戸数の減少は予想された事態ではあったものの、昨今の急激な経済縮小で、一気に顕在化した状況にあります。

住宅建設は関連産業が多く、裾野が広いと、県内の景気・雇用への影響が極めて大きく、県民の住まいの安心・安全、住環境の向上と共に県内の経済の活性化を図ることは極めて重要な課題となっております。

そのため、住宅建築工事の促進と地元建設業者への受注機会の確保を図るため「総合的な住宅対策」として実効性のある支援策を構築し、強力で推進してゆきたいと考えており、関係部局及び市町村と連携して、リフォームの促進、県産木材使用・環境負荷低減を図る住宅新築の促進、住宅関連産業への支援の3つの観点から、事業を展開する予定です。

建築基準法の運用改善については、建築確認審査と構造計算適合性判定を同時に行うことにより審査の迅速化を図り、計画変更に係る手続きが一部簡略化されたことなどがポイントとなっておりますが、本県も建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントの取り組みについて5月末までに「推進計画書」を整理したところです。また、国が建築行政マネジメント計画策定指針を制定したことを受け、今年度内には県の計画を策定し、適切な業務の推進に努めたいと考えております。

建築士法の改正も、段階的な施行が繰り返されておりましたが、新制度への移行がほぼ完了した状況になってきました。

一点注意が必要なことは、建築士に対して義務づけられた講習に対して更なる周知が必要な状況にあり、皆様方にもご協力をお願いしたいと考えております。特に管理建築士の講習は、講習を終了しないと建築士事務所登録が抹消されるため、全ての登録事務所に対し講習受講の有無を確認していきたいと考えております。

建築士の皆様にとって、この法定講習の義務化に留まらず、高度な技術を要する建築物に対する法適合確認の義務化、見直しがなされた業務報酬基準への対応等、業務遂行上対応しなければならないことはますます、多様化し複雑化してきております。このため、貴協会の役割はこれまで以上に大きなものとなっております。

既に貴協会は建築士法第27条の2に規定される法定団体となっており、建築設計業務等に関する建築主の保護と、建築士事務所開設者等への指導・研修等の重責を担われております。また、建築士法第26条の3に規定する指定事務所登録機関の指定に向けて検討を進められているとお聞きしています。

行政側との連携を更に深めていただき、県民の建築行政への負託に応えるべく共に全力を尽くしてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

最後に、山形県建築士事務所協会が会員の皆様のご協力の下、県民の住まいにおける安全・安心の確立に向け活躍されることを祈念しましてご挨拶といたします。